

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第23号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（昭和41年岩手県規則第81号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設立の認可の申請)</p> <p>第3条 法第63条第1項（法第86条第3項、第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、組合の設立の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による設立認可申請書に次に掲げる書類を添えて、<u>知事又は所管する広域振興局長（以下「知事等」という。）</u>若しくは所管する地方振興局（大船渡地方振興局、釜石地方振興局、宮古地方振興局及び久慈地方振興局に限る。以下同じ。）の長（漁業生産組合に係るものに限る。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(設立の認可の申請)</p> <p>第3条 法第63条第1項（法第86条第3項、第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、組合の設立の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による設立認可申請書に次に掲げる書類を添えて、<u>知事（海面において漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合であって、沿海地区をその地区とするもの（以下「沿海組合」という。）に係るものに限る。）又は主たる事務所を所管する広域振興局長（沿海組合に係るものを除く。）</u>（以下「知事等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>(定款の変更の認可の申請等)</p> <p>第4条 法第48条第2項（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により定款の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による定款変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、<u>知事等又は所管する地方振興局長（以下「局長」という。）</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～6 [略]</p>	<p>(定款の変更の認可の申請等)</p> <p>第4条 法第48条第2項（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により定款の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による定款変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、<u>主たる事務所を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～6 [略]</p>
<p>7 法第48条第4項（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、別に定める様式による定款変更届に次に掲げる書類を添えて、<u>知事等又は局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(資源管理規程の設定、変更又は廃止の認可申請等)</p> <p>第4条の4 法第11条の2第1項（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定により資源管理規程の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による資源管理規程設定認可申請書に次に掲げる書類を添えて、<u>知事等又は局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>	<p>7 法第48条第4項（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、別に定める様式による定款変更届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(資源管理規程の設定、変更又は廃止の認可申請等)</p> <p>第4条の4 法第11条の2第1項（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定により資源管理規程の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による資源管理規程設定認可申請書に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>

2 法第11条の2第1項（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定により資源管理規程の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による資源管理規程変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

3 水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号）第3条第3項の規定により資源管理規程の廃止の届出をしようとするときは、別に定める様式による資源管理規程廃止届に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

（信用事業規程の設定、変更又は廃止の認可申請等）

第4条の5 法第11条の4第1項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業規程の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業規程設定認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 法第11条の4第3項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業規程の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業規程変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

3 法第11条の4第3項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業規程の廃止の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業規程廃止認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

4 法第11条の4第4項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により信用事業規程の変更の届出をしようとするときは、別に定める様式による信用事業規程変更届に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

（貸付限度額の特例の認可申請）

2 法第11条の2第1項（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定により資源管理規程の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による資源管理規程変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

3 水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号）第3条第3項の規定により資源管理規程の廃止の届出をしようとするときは、別に定める様式による資源管理規程廃止届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

（信用事業規程の設定、変更又は廃止の認可申請等）

第4条の5 法第11条の4第1項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業規程の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業規程設定認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 法第11条の4第3項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業規程の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業規程変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

3 法第11条の4第3項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業規程の廃止の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業規程廃止認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

4 法第11条の4第4項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により信用事業規程の変更の届出をしようとするときは、別に定める様式による信用事業規程変更届に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

（貸付限度額の特例の認可申請）

第4条の6 法第11条の5（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により貸付限度額の特例の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による貸付特例認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(信用供与等限度額の特例の承認申請)

第4条の7 法第11条の11第1項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により信用供与等限度額の特例の承認を受けようとするときは、別に定める様式による信用供与等特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(共済規程の設定、変更又は廃止の認可申請等)

第4条の8 法第15条の2第1項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による共済規程設定認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 再共済契約の締結が确实であることを証する書類

2 法第15条の2第2項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による共済規程変更認可申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。ただし、法第48条第5項の規定に基づき定款で総会の議決を要しないものと定められた変更に係る申請にあつては、第3号の書類に代えて、理事会の議事録の謄本を添えるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 再共済の引受けに関する基本契約に変更がある場合にあつては、その変更に係る新旧条文の対照表

(5)・(6) [略]

3 法第15条の2第2項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の廃止の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による共済規程廃止認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

第4条の6 法第11条の5（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により貸付限度額の特例の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による貸付特例認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(信用供与等限度額の特例の承認申請)

第4条の7 法第11条の11第1項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により信用供与等限度額の特例の承認を受けようとするときは、別に定める様式による信用供与等特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(共済規程の設定、変更又は廃止の認可申請等)

第4条の8 法第15条の2第1項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による共済規程設定認可申請書に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 共済事業の実施に関する契約の締結が确实であることを証する書類

2 法第15条の2第2項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による共済規程変更認可申請書に、次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。ただし、法第48条第5項の規定に基づき定款で総会の議決を要しないものと定められた変更に係る申請にあつては、第3号の書類に代えて、理事会の議事録の謄本を添えるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 共済事業の実施に関する契約に変更がある場合にあつては、その変更に係る新旧条文の対照表

(5)・(6) [略]

3 法第15条の2第2項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の廃止の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による共済規程廃止認可申請書に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

4 法第15条の2第3項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の変更の届出をしようとするときは、別に定める様式による共済規程変更届に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(信用事業の譲渡又は譲受けの認可申請等)

第4条の9 法第54条の2第3項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により信用事業の全部又は一部の譲渡の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業譲渡認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 信用事業の一部の譲渡を行った後における組合が子会社等（漁業協同組合等の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号。以下「命令」という。）第6条に規定する者をいう。以下同じ。）を有する場合には、当該組合及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（命令第29条第3号に規定する連結自己資本比率をいう。以下同じ。）の見込みを記載した書類

(8)・(9) [略]

2 法第54条の2第3項の規定により信用事業の全部又は一部の譲受けの認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業譲受け認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

(8) 信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合が当該譲受けにより子会社対象会社（命令第29条第5号に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する命令第32条第1項第4号に掲げる書類

(9) [略]

(10) 信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合又はその子会社が、当該信用事業の全部又は一部の譲受けにより国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（命令第29条第5号に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

4 法第15条の2第3項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の変更の届出をしようとするときは、別に定める様式による共済規程変更届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(信用事業の譲渡又は譲受けの認可申請等)

第4条の9 法第54条の2第3項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により信用事業の全部又は一部の譲渡の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業譲渡認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 信用事業の一部の譲渡を行った後における組合が子会社等（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号。以下「命令」という。）第6条に規定する者をいう。以下同じ。）を有する場合には、当該組合及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込み（水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号。以下「省令」という。）第221条第3号ロ又は第222条第3号ロに規定する連結自己資本比率の見込みをいう。以下同じ。）を記載した書類

(8)・(9) [略]

2 法第54条の2第3項の規定により信用事業の全部又は一部の譲受けの認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業譲受け認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

(8) 信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合が当該譲受けにより子会社対象会社（省令第221条第5号又は第222条第5号に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する命令第32条第1項第4号に掲げる書類

(9) [略]

(10) 信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合又はその子会社が、当該信用事業の全部又は一部の譲受けにより国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（省令第221条第5号又は第222条第5号に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

(11) [略]

3 法第54条の2第7項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により信用事業の全部の譲渡の届出をしようとするときは、別に定める様式による信用事業譲渡届に次に掲げる書類(法第54条の2第3項の規定により信用事業の全部の譲渡の認可を受けた組合が届出をする場合には、第7号及び第8号の書類に限る。)を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

(共済事業の譲渡等の届出)

第4条の10 法第54条の4第4項(法第96条第3項において準用する場合を含む。)において準用する法第54条の2第7項の規定により共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の届出をしようとするときは、別に定める様式による共済事業譲渡(共済契約移転)届に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(業務報告書の提出)

第4条の11 法第58条の2第1項又は第2項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項で準用する場合を含む。)の規定により業務報告書を作成したときは、決算に係る総会又は総代会終了後2週間以内に知事等又は局長に提出しなければならない。

(解散の決議の認可の申請)

第5条 法第68条第2項(法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)又は第91条第2項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)に規定する解散の決議の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による解散決議認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長(漁業生産組合に係るものに限る。)に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(監査規程の設定、変更又は廃止の認可申請)

第6条の2 法第87条の2第1項(法第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により監査規程の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による監査規程設定認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 法第87条の2第1項(法第100条第1項において準用する場

(11) [略]

3 法第54条の2第7項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により信用事業の全部の譲渡の届出をしようとするときは、別に定める様式による信用事業譲渡届に次に掲げる書類(法第54条の2第3項の規定により信用事業の全部の譲渡の認可を受けた組合が届出をする場合には、第7号及び第8号の書類に限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

(共済事業の譲渡等の届出)

第4条の10 法第54条の4第4項(法第96条第3項において準用する場合を含む。)において準用する法第54条の2第7項の規定により共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の届出をしようとするときは、別に定める様式による共済事業譲渡(共済契約移転)届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(業務報告書の提出)

第4条の11 法第58条の2第1項又は第2項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項で準用する場合を含む。)の規定により業務報告書を作成したときは、決算に係る総会又は総代会終了後2週間以内に知事に提出しなければならない。

(解散の決議の認可の申請)

第5条 法第68条第2項(法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)又は第91条第2項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)に規定する解散の決議の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による解散決議認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(監査規程の設定、変更又は廃止の認可申請)

第6条の2 法第87条の2第1項(法第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により監査規程の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による監査規程設定認可申請書に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 法第87条の2第1項(法第100条第1項において準用する場

合を含む。)の規定により監査規程の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による監査規程変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

3 法第87条の2第1項(法第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により監査規程の廃止の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による監査規程廃止認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(権利義務の包括承継の認可申請)

第6条の3 法第91条の2第2項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)において準用する法第69条第2項の規定により権利義務の包括承継の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による包括承継認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(行政庁に対する請求)

第7条 組合員その他の利害関係人が法第43条第1項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により一時理事の職務を行うべき者の選任を請求し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会の招集を請求しようとするときは、別に定める様式による一時理事の職務を行うべき者選任(役員選挙(選任)総会招集)請求書を知事等に提出しなければならない。

2 組合員その他の利害関係人が法第43条第3項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により一時代表理事の職務を行うべき者の選任を請求しようとするときは、別に定める様式による一時代表理事の職務を行うべき者選任請求書を知事等に提出しなければならない。

3 組合員が法第123条第1項の規定により、業務又は会計の状況の検査を請求しようとするときは、別に定める様式による検査請求書を知事等に提出しなければならない。

4 [略]

(総会及び総代会に関する届出)

第8条 組合は、定款に定める通常総会又は通常総代会の開催時期に通常総会又は通常総代会を招集することができないときは、あらかじめその理由及び開催予定年月日を知事等又は

合を含む。)の規定により監査規程の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による監査規程変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

3 法第87条の2第1項(法第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により監査規程の廃止の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による監査規程廃止認可申請書に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(権利義務の包括承継の認可申請)

第6条の3 法第91条の2第2項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)において準用する法第69条第2項の規定により権利義務の包括承継の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による包括承継認可申請書に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(行政庁に対する請求)

第7条 組合員その他の利害関係人が法第43条第1項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により一時理事の職務を行うべき者の選任を請求し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会の招集を請求しようとするときは、別に定める様式による一時理事の職務を行うべき者選任(役員選挙(選任)総会招集)請求書を局長に提出しなければならない。

2 組合員その他の利害関係人が法第43条第3項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により一時代表理事の職務を行うべき者の選任を請求しようとするときは、別に定める様式による一時代表理事の職務を行うべき者選任請求書を局長に提出しなければならない。

3 組合員が法第123条第1項の規定により、業務又は会計の状況の検査を請求しようとするときは、別に定める様式による検査請求書を知事に提出しなければならない。

4 [略]

(総会及び総代会に関する届出)

第8条 組合は、定款に定める通常総会又は通常総代会の開催時期に通常総会又は通常総代会を招集することができないときは、あらかじめその理由及び開催予定年月日を局長に届け

局長に届け出なければならない。

2 法第47条の4第2項（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。

）の規定により監事が総会を招集したときは、監事は、直ちに、別に定める様式による総会招集届を知事等又は局長に提出しなければならない。

3 法第47条の4第3項（法第92条第3項において準用する場合を含む。）の規定により理事が総会を招集したときは、理事は、直ちに、別に定める様式による総会招集届を知事等又は局長に提出しなければならない。

4 組合は、総会又は総代会の終了後2週間以内に別に定める様式による総会（総代会）終了届に総会（総代会）議事録の謄本を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。
（役員及び総代に関する届出）

第8条の2 役員又は総代の選挙又は選任が行なわれたときは、組合は、当該選挙又は選任の終了後2週間以内に、役員の場合にあつては次に掲げる書類を、総代の選挙の場合にあつては第1号に掲げる書類を、役員の場合にあつては第2号に掲げる書類を知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

第8条の3 法第34条の5第1項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）ただし書の規定による認可を申請しようとするときは、別に定める様式による役員等の兼職（兼業）認可申請書に次に掲げる書類を添付して、知事等又は局長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) その他知事等又は局長が必要と認める事項を記載した書類

（代表理事等に関する届出）

第9条 組合は理事会の決議により組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）若しくは常務に従事する理事（以下「常務理事」という。）を定めたとき、又は参事若しくは会計主任を選任したときは、2週間以内に別に定める様式による代表理事（常務理事、参事、会計主任）選任届を知事等又は局長に提出しなければならない。

2 組合は、代表理事若しくは常務理事が退任したとき、又は参事若しくは会計主任を解任したときは、2週間以内に別に定める様式による代表理事（常務理事、参事、会計主任）退

出なければならない。

2 法第47条の4第2項（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。

）の規定により監事が総会を招集したときは、監事は、直ちに、別に定める様式による総会招集届を局長に提出しなければならない。

3 法第47条の4第3項（法第92条第3項において準用する場合を含む。）の規定により理事が総会を招集したときは、理事は、直ちに、別に定める様式による総会招集届を局長に提出しなければならない。

4 組合は、総会又は総代会の終了後2週間以内に別に定める様式による総会（総代会）終了届に総会（総代会）議事録の謄本を添えて、局長に提出しなければならない。
（役員及び総代に関する届出）

第8条の2 役員又は総代の選挙又は選任が行なわれたときは、組合は、当該選挙又は選任の終了後2週間以内に、役員の場合にあつては次に掲げる書類を、総代の選挙の場合にあつては第1号に掲げる書類を、役員の場合にあつては第2号に掲げる書類を局長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

（役員等の兼職等の認可申請）

第8条の3 法第34条の5第1項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）ただし書の規定による認可を申請しようとするときは、別に定める様式による役員等の兼職（兼業）認可申請書に次に掲げる書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) その他局長が必要と認める事項を記載した書類

（代表理事等に関する届出）

第9条 組合は理事会の決議により組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）若しくは常務に従事する理事（以下「常務理事」という。）を定めたとき、又は参事若しくは会計主任を選任したときは、2週間以内に別に定める様式による代表理事（常務理事、参事、会計主任）選任届を局長に提出しなければならない。

2 組合は、代表理事若しくは常務理事が退任したとき、又は参事若しくは会計主任を解任したときは、2週間以内に別に定める様式による代表理事（常務理事、参事、会計主任）退

任（解任）届を知事等又は局長に提出しなければならない。

（残高試算表の提出）

第10条 組合は、毎月末日現在の残高試算表を翌月10日までに知事等又は局長に提出しなければならない。

（組合員からの請求に関する届出）

第12条 組合は、組合員から次に掲げる請求を受けたときは、1週間以内に別に定める様式による総会招集（役員改選、理事、参事、会計主任解任）請求受理届にその請求書を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

（1）～（4） [略]

（解散の届出）

第13条 組合は、法第68条第4項（法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。）又は第91条第4項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により解散したときは、2週間以内に別に定める様式による解散届に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

（1）～（5） [略]

2 [略]

（代表清算人の就職届）

第14条 組合は、法第124条の2の規定により解散を命ぜられたときは、遅滞なく、代表清算人の就職登記を行い、その登記終了後、2週間以内に別に定める様式による代表清算人就職届に、次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

（1）～（3） [略]

2 [略]

（財産処理方法の届出）

第15条 代表清算人は、法第75条第1項（法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、組合の財産処分の方法を定め、総会の承認を得たときは、総会終了後1週間以内に別に定める様式による財産処分方法届に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

（1）～（3） [略]

（登記に関する届出）

第16条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日から2週間以内にその旨を記載した別に定める様式による登記完了届に当該各号に定める書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。

（1）～（4） [略]

任（解任）届を局長に提出しなければならない。

（残高試算表の提出）

第10条 組合は、毎月末日現在の残高試算表を翌月10日までに局長に提出しなければならない。

（組合員からの請求に関する届出）

第12条 組合は、組合員から次に掲げる請求を受けたときは、1週間以内に別に定める様式による総会招集（役員改選、理事、参事、会計主任解任）請求受理届にその請求書を添えて、局長に提出しなければならない。

（1）～（4） [略]

（解散の届出）

第13条 組合は、法第68条第4項（法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。）又は第91条第4項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により解散したときは、2週間以内に別に定める様式による解散届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

（1）～（5） [略]

2 [略]

（代表清算人の就職届）

第14条 組合は、法第124条の2の規定により解散を命ぜられたときは、遅滞なく、代表清算人の就職登記を行い、その登記終了後、2週間以内に別に定める様式による代表清算人就職届に、次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

（1）～（3） [略]

2 [略]

（財産処理方法の届出）

第15条 代表清算人は、法第75条第1項（法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、組合の財産処分の方法を定め、総会の承認を得たときは、総会終了後1週間以内に別に定める様式による財産処分方法届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

（1）～（3） [略]

（登記に関する届出）

第16条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日から2週間以内にその旨を記載した別に定める様式による登記完了届に当該各号に定める書類を添えて、局長に提出しなければならない。

（1）～（4） [略]

<p>(諸届)</p> <p>第17条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日から2週間以内に当該各号に定める届を<u>知事等又は局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(監査の報告)</p> <p>第18条 監事は、組合の業務の執行及び財産の状況を監査したときは、監査の日から2週間以内に別に定める様式による監査報告書に次に掲げる書類を添えて、<u>知事等又は局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第19条 法及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、<u>組合の地区が広域振興局又は地方振興局の所管区域外の組合にあつては直接知事に、その他の組合にあつては所管する広域振興局又は地方振興局の長を経由して知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 法及びこの規則の規定による書類の提出部数は、<u>直接知事等又は局長</u>に提出するものにあつては1通、<u>所管する広域振興局又は地方振興局の長</u>を経由して知事に提出するものにあつては2通とする。</p>	<p>(諸届)</p> <p>第17条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日から2週間以内に当該各号に定める届を局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(監査の報告)</p> <p>第18条 監事は、組合の業務の執行及び財産の状況を監査したときは、監査の日から2週間以内に別に定める様式による監査報告書に次に掲げる書類を添えて、<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第19条 法及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、<u>局長を経由しなければならない。</u></p> <p>2 法及びこの規則の規定による書類の提出部数は、局長に提出するものにあつては1通、知事に提出するものあつては2通とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。